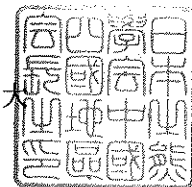


2020年6月22日

「(仮称) 那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見」に関する要望書

経済産業大臣 梶山 弘志 様

一般社団法人日本生態学会中国四国地区会 会長 永松 大



1. 経済産業大臣意見に係る要望

「(仮称) 那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書(以下、配慮書)」は、事業実施想定区域における貴重な自然環境の重要性を軽視し、生態系管理を適切に進めるためのデータや評価において科学的な合理性や論理性に欠けている。また、地域社会との合意形成の際に必須となる重大な項目が計画段階環境配慮事項から欠落しており、事実誤認や資料収集の不備も著しく、信頼性が極めて低い。災害誘発リスク、極めて低い陸上風力導入ポテンシャルなども加味すると、一般社団法人日本生態学会中国四国地区会として、科学的に合理性のある配慮書の再提出もしくは追加資料の提出を事業者が行うよう、経済産業大臣に要望する。そして、再提出もしくは追加資料の提出がなされない場合には、新たな手続きを認めないことを求める。

このことを踏まえ、経済産業大臣意見に以下を盛り込まれるよう要望する。

- (1) 事業実施想定区域は、徳島県における優れた自然環境を有する場所であることを鑑み、法で保護対象とされる種、絶滅危惧種、希少種、その他分布上特徴のある種等、注目すべき種について事業実施想定区域および周辺域で綿密な分布調査を行った上で影響評価を行うよう事業者を求めること、さらに、大型哺乳類、鳥類、コウモリ類、希少性の高い種、指標種については広域的な調査に基づき、最新の科学的な知見に基づいて、風車への衝突確率モデル、個体群の絶滅確率モデルや生息適地モデルによる評価と環境配慮を事業者を求めること、
- (2) 事業実施想定区域は、勝浦川そして那賀川の両流域にまたがり、両河川の支流を支える水源の山であることから、事業による水供給量および水質の変化、工事掘削による土砂流入およびごりの発生などの「水環境」について、綿密な調査・予測・評価・環境配慮を事業者を求めること、また、「人と自然との触れ合いの活動の場」としての漁業、河川利用、利水、登山、レジャー、竜山・中山の高丸山の信仰について、綿密な調査・予測・評価と環境配慮を事業者を求めること、
- (3) 地形・地質・気候条件から見て斜面崩壊等の発生頻度が極めて高い地域での事業であることを鑑み、災害リスクに係る影響評価を事業者を求めること、その際、最新の科学的な知見にもとづいて、斜面崩壊モデルなどの構築を行うとともに、気候変動に伴う台風の巨大化や南海トラフ巨大地震の発生も考慮するよう求めること、
- (4) 大型資材を運搬するためのトレーラーが通行するには、搬入路となる国道、県道、町道及び林道の大規模改修もしくは新設が不可欠だと思われるが、配慮書には計画・評価が一切掲載されていない。改修に伴う自然環境の改変規模が大きいことが予想されるため、「計画熟度が低い」ことは

- 正当な理由として認められるものではない。搬入路となる国道、県道、町道及び林道の改修や新設搬入路の計画について、費用負担のあり方も含め、説明責任を果たすよう事業者を求めること、
- (5) 環境省「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ（平成 28 年度更新版）」によれば、事業実施想定区域の多くは陸上風力発電の設置に適さない地域であり、風力発電事業を実施することの合理的な説明を事業者を求めること、その際には鳴門市によって策定・公表された「鳴門市における陸上風力のゾーニング（適地評価）」等を参照して、事業の合理性を客観的に判断できる資料を作成するよう事業者を求めること、
- (6) 本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、事業を進めるにあたっては地域住民の理解を得るよう最大限の努力を行うこと、なお、インターネットでの図書の公表にあたっては、法令に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供を事業者に要請すること、

以上

2. 要望の根拠（配慮書に対する見解）

以下、要望の根拠として、配慮書に対する一般社団法人日本生態学会中国四国地区会の見解を述べる。

（1） 配慮書の事実誤認、情報収集の不備、動植物および生態系への悪影響の懸念と論理性と科学的根拠を欠いた影響評価

- （ア） 配慮書の内容には、明らかな事実誤認や見落とし、情報収集の不備が多く見られる。そのため、配慮書が信用できず、前向きに議論する段階までたどり着かない。例えば、魚類の文献調査の資料は最新の情報を用いていないため、分類の変更が反映されていなかったり、参照すべき必須文献が抜け落ちていたりする。配慮書で示された確認された魚類は 35 種とあるが、最新の情報では 58 種と、23 種も少ない。また、絶滅の危険性が高い種であるチュウガタスジシマドジョウ、カジカ小卵型、シラウオ、カワアナゴ、イドミミズハゼ、トビハゼ、シモフリシマハゼがリストから抜けている。さらには、徳島県には生息しないホトケドジョウを掲載しているが、ナガレホトケドジョウ【絶滅危惧 IB 類 (EN)】（環境省）の誤りである。なお、ナガレホトケドジョウは河川源流域の細流に生息しており、事業実施想定地やその周辺に分布している。さらに植物においても同様の事実誤認や見落とし、情報収集の不備が多い。配慮書の植物リストには希少植物のヒロハヒメウラボシ【絶滅危惧 IA 類 (CR)】（環境省）、マイヅルテンナンショウ【絶滅危惧 II 類 (VU)】（環境省）が脱落している。重要な種として抽出されているイワヨモギ【絶滅危惧 II 類 (VU)】（環境省）の分布は北海道、長野県、岐阜県で、本県のは法面緑化により吹き付けられた外国産の外来種であって希少植物ではない。植物名の誤記として、大川原高原にアワミツバツツジの群生地があると記載されているが、アワミツバツツジは千葉県安房から記載された（ミツバツツジ×キヨスミツバツツジ）の自然交雑種である。大川原のものはアワノミツバツツジでミツバツツジの変種である。また、専門家のヒアリングも植物と鳥類だけで、他の生物については実施していない。
- （イ） 当該計画区域は、徳島県では暖温帯から冷温帯に移行する「中間温帯」と呼ばれる領域で、計画区域の周辺には、シラキーブナ群集やアスナロ群落といった自然度の高い森林が分布している。事業が想定される区域の多くはスギの植林地だが、一部、ブナーミズナラ群落、クリーミズナラ群集、アカシデーヌシデ群落といったブナクラス域の発達した冷温帯二次林や、ヤブツバキクラス域の自然植生であるモミ群落、代償植生であるシイ・カシ二次林、コナラ群落、アカシデーヌシデ群落、ケヤキ群落等の自然性の高い暖温帯群落が残存している。事業実施によるこれら群落への影響は甚大である。
- （ウ） 当該計画区域に残存する二次林内にはジンリョウユリ（絶滅危惧 IB 類（環境省 RL）、絶滅危惧 IA 類（徳島県 RL）、徳島県指定希少野生生物、徳島県固有種）、トサトウヒレン（絶滅危惧 II 類（環境省 RL、徳島県 RL）、トクシマミツバツツジ（準絶滅危惧（徳島県 RL）、ヒロハドウダンツツジ（絶滅危惧 II 類（徳島県 RL））等の希少植物が生育している。なお、ジンリョウユリ及びトサトウヒレンの生育地は、蛇紋岩地に限定される。スギ植林地内には、コオロギラン（絶滅危惧 II 類（環境省 RL）、絶滅危惧 IA 類（徳島県 RL）、ムカゴサイシン（絶滅危惧 IB 類（環境省 RL）、絶滅危惧 IA 類（徳島県 RL）、イイヌマムカゴ（絶滅危惧 IB 類（環境省 RL）、絶滅危惧 IA 類（徳島県 RL））等の希少なラン科植物が生育している。また、事業地周辺的那賀

町内では、タヌキノシヨクダイ、ジンリョウユリ（絶滅危惧 IB 類（環境省 RL）、絶滅危惧 IA 類（徳島県 RL）、国指定天然記念物）やキリシマイワヘゴ（絶滅危惧 IA 類（環境省 RL、徳島県 RL）、国指定希少野生動植物種）といった保護が義務付けられている種の生育も確認されている。

- (エ) 当該計画区域は、天然記念物であるニホンカモシカ、ヤマネの生息域と重なっている。発電機設置や搬入路の設置、林道の拡幅あるいは新設等に伴う生育地・生息地の改変は、これらの絶滅リスクを高める。また、留鳥としてクマタカが生息し、春と秋にはサシバ、ノスリ、ハイタカ、ハチクマなど猛禽類の渡りルートとなっている。発電機設置後には、クマタカ、渡りの猛禽類を始めとする鳥類やコウモリ類は、衝突、低周波による忌避によって個体群の縮小・絶滅に係るリスクが高まる。事業による影響が懸念される。
- (オ) 法令で保護対象とされる種、絶滅危惧種、その他分布上特徴のある種等、注目すべき種について、事業実施想定区域および周辺域で綿密な分布調査を行った上で予測・評価をしなければならない。さらに、大型哺乳類や鳥類、コウモリ類については、広域的な調査に基づく評価と配慮が必要である。
- (カ) これらの動植物への影響評価結果においては、「風力発電機の配置等を検討することで、重大な環境影響が回避または低減されるものと評価する」とあるが、111 種もの重要な動物、418 種もの重要な植物への影響が回避または低減できる具体策や科学的根拠が全く示されていない。科学的な検討が成されていない段階で「影響が回避または低減される」と結論づけることは論理的に不可能であり、容認できない。

(2) 水環境および人と自然の触れ合い活動の場についての認識・調査・予測・評価が欠落

- (ア) 事業実施想定区域は、勝浦川と那賀川の 2 つの流域にまたがる尾根沿いに計画されている。当該計画区域の山塊に源を発する両河川の支流や本流では、アユ釣りやアマゴ釣りが盛んで、特に、上勝町のアユの食味の評価は高く、毎年大勢の釣り人で賑わっている。また、当該計画区域に近い家屋では谷水や井戸水を使用しており、谷水をつかったアマゴの養殖も行われている。水源となる山塊の開発によって、雨水の貯留機能が低下し、水量の低下および水質の悪化、工事掘削による土砂流入およびにごりの発生、山腹崩壊の誘発など、多くの懸念がある。しかし、配慮書では、漁業者、河川利用者、利水等の利用実態、すなわち人と自然の触れ合い活動の場について計画段階環境配慮事項では選定されておらず、勝浦川や那賀川の利用という地域文化への調査・予測・評価が欠落している。
- (イ) 事業実施想定区域にある竜山や中山の高丸山は、上勝町と那賀町の地域住民が神様を祭っており、古から信仰の対象である。地域の小学生による竜山登山も長年行われ、地域のシンボルとして存在するこれらの山塊を開発することは、勝浦川流域そして那賀川流域の文化の継承において多くの懸念があるにもかかわらず、配慮書では、地域住民や登山者の利用実態、すなわち人と自然との触れ合いの活動の場について計画段階環境配慮事項では選定されておらず、信仰の中心としての調査・予測・評価が欠落している。

(3) 事業がもたらす災害誘発への懸念

発電機や資材搬入路の設置が想定される地域は、急傾斜地かつ砂岩、砂岩泥岩互層で不安定要因をもつ地盤が大半を占める。配慮書に掲載されている気象データは、徳島市の徳島地方気象台のデータを用い、30年間の年間降水量の平均値は1453.8mmと記載されている。しかし、事業実施想定区域から1.5kmの地点に雨量観測所があり、30年間の年間降水量の平均値は2922.9mmと、徳島市のデータと大幅に異なる。当該計画区域は、過去の台風時に1612mmや1510mmの降雨実績がある多雨地帯で、斜面崩壊や地滑りが多発している。斜面崩壊や地滑りにより、集落が全滅した記録もある（四国災害アーカイブス <http://www.shikoku-saigai.com/archives/9829>）。さらに、気候変動に伴う台風の巨大化による降雨量や最大風速の増大が懸念されているなかで、当該計画区域は、台風の常襲地帯に位置している。それによるリスク増加に加え、30年以内の発生確率が70～80%とされる南海トラフ巨大地震の影響も危惧される。当該計画区域の北側には勝浦川が流れ下流には正木ダムがあり、南側には那賀川と長安口ダムがある。こうした地形・地質・気候条件そして社会インフラを持つ地域での地形改変は、斜面崩壊等を誘発し、勝浦川や那賀川への突発的な砂礫の流入・堆砂等を引き起こす可能性がある。事業の影響は、当該地を源流に持つ河川下流域の治水安全度の低下に及ぶことが想定されるにも関わらず、評価は行われていない。災害リスクの増加は重大な課題であるため、熟度の低い計画段階で事業の是非も含めて検討しておくべきである。

(4) 搬入路整備による災害リスクと自然破壊

長さ約50mのブレードを運ぶための運搬車が通行するためには、既存の国道、県道、及び林道において、かなり広い幅員を確保するための道路整備が、相当な距離にわたって必要になると考えられる。そして、それによる改変面積は、発電機の設置による改変面積よりも格段に大きくなると予想される。斜面の切土や掘削による搬入路の拡幅は、搬入路近辺の動植物の絶滅リスクの増大のみならず、土砂崩壊のリスクを増大させる。また、道路や橋梁が資材の重さに耐え得るかどうかについても懸念が残る。これらの懸念事項について事業者は影響評価を行っていないばかりか、言及すらしていない。

(5) 陸上風力導入ポテンシャルの低さ

環境省「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ（平成28年度更新版）」に基づけば、事業実施想定区域は、開発不可条件に示されている傾斜角20度を超える急傾斜地が80%を上回っており、陸上風力の導入ポテンシャルは著しく低い。そのような区域で展開しようとする事業であることについて全く言及されておらず、事業を進める合理的な理由が示されていない。

(6) 閲覧における不備

配慮書は、事業者Webページで閲覧可能になっているが、重大な欠陥として印刷ができない仕様になっており、PC画面でしか閲覧できない。さらには、計画段階環境配慮書の提出日（5/8）は新型コロナウイルスの緊急事態宣言期間中であり、外出自粛中の国民は閲覧に出かけられず、法令に定められた閲覧の権利を損なった可能性がある。国民からの意見を十分に聞こうとする誠意

が感じられず、合意形成のプロセスが不十分であり、速やかな是正もしくは、やり直しが必要である。

(7) 計画段階配慮書の再提出もしくは追加資料の提出

配慮書は、事業を実施しようとする地域の陸上風力の導入ポテンシャル、災害リスク、自然環境、及び人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響評価の手法に科学的合理性を欠いている、もしくは検討自体が行われていない状態で提出されている。そして、事実誤認や情報収集の不備が著しい。これらをもって科学技術的報告だと主張されることは、一般社団法人日本生態学会中国四国地区会として容認できない。また、科学的な合理性及び合意形成に係る認識が欠如している配慮書は、徳島県民等への説明責任を果たすものとはなり得ない。よって、計画段階配慮書の手続きをやり直すか、説明責任を果たし得る追加資料の提出が必要である。

(その他) 鳴門市が公表した「鳴門市における陸上風力のゾーニング (適地評価)」は、風力発電事業の評価手法として手本となるものである。徳島県で風力発電事業を展開しようとするのであれば、そうした手法に基づき、事業の合理性を客観的に判断できる資料を作成する必要がある。